
別添 4 - 2 実施方法

| | |
|---------------|-------|
| 1. 事業実施工程 | 4.2-1 |
| 2. 工事計画 | 4.2-2 |
| 3. 工事中の環境保全対策 | 4.2-4 |
| 4. 実施方法 | 4.2-8 |

2. 工事計画

2.1 準備・防災工事

排水工事の進捗に合わせて、バックホウ、移動式クレーン等により、準備・防災工事（仮設道路、調整池、仮設沈砂池等の工事）を行う。また、必要に応じて実施区域の下流部にあたる南側に土砂流出防止のための仮土堤、板柵等を設置する。

2.2 盛土工事

準備・防災工事の進捗にあわせて、ブルドーザ、バックホウ等にて、計画地内の盛土等を行う。

2.3 排水工事

一部排水路については、バックホウ等により防災工事に先立ち工事を行う。

2.4 道路工事

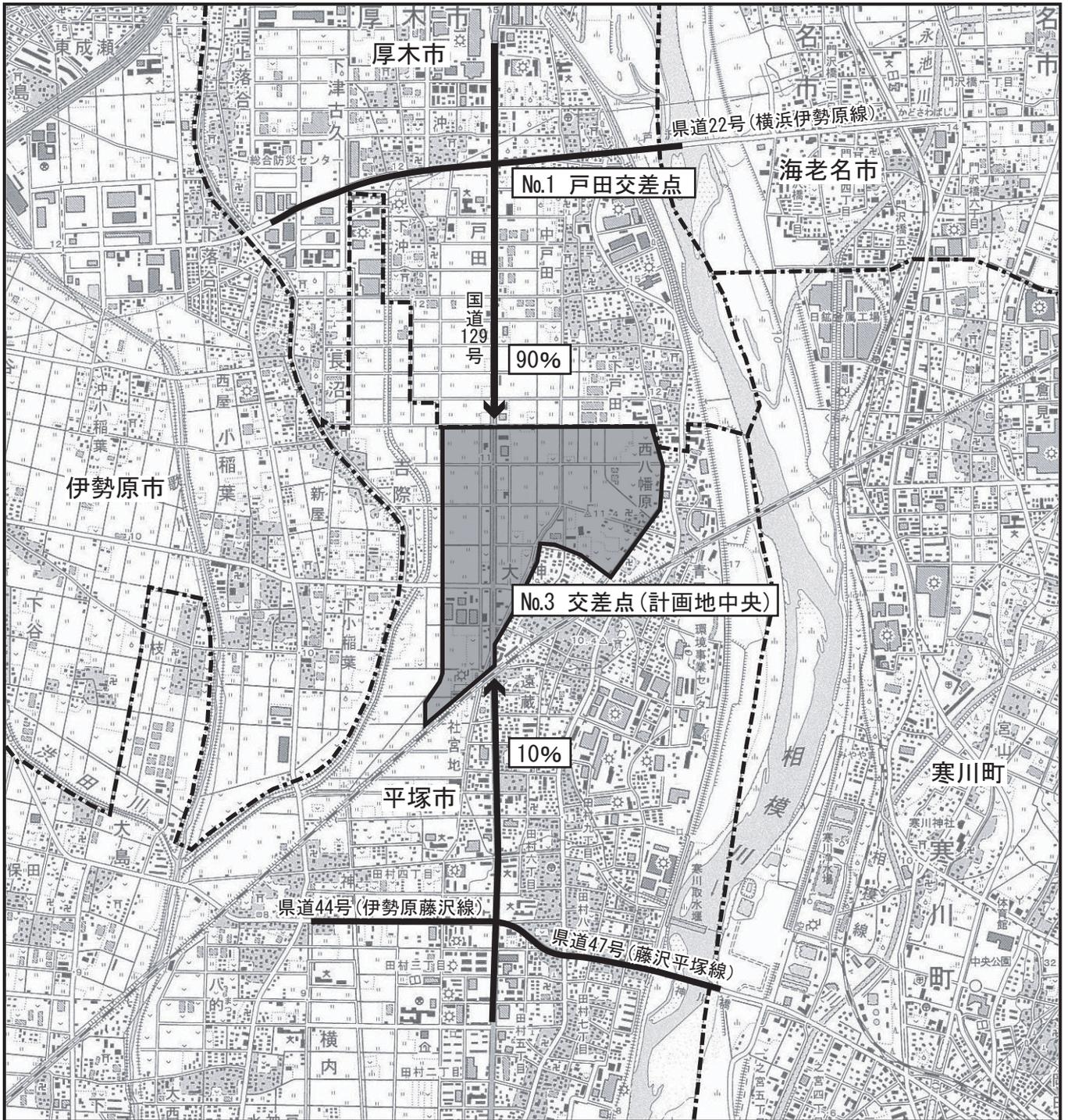
盛土工事等の進捗にあわせて、ブルドーザ、バックホウ、振動ローラー等を用いて、道路の工事を行う。

2.5 公園工事

盛土工事等の進捗にあわせて、バックホウ、振動ローラー等を用いて、公園等の工事を行う。

また、対象事業においては基本的に残土の搬出はなく、土砂の搬入により盛土部の造成を行う計画であるが、万一、工事の状況や盛土材等に適しない土砂が生じた場合等、残土の搬出が必要になった場合は、法令等を遵守し適正に処理を行う。

工事車両台数は、工事関係者の通勤車両を含めてピーク日で約 257 台/日（片道）の計画であり、走行ルートは図 4.2.1 に示すルートを想定している。



凡 例



: 実施区域



: 市町境



: 工事用車両走行ルート



: 分配率



0 500 1,000m

1 : 25,000

図4.2.1 工事用車両走行ルート

3. 工事中の環境保全対策

工事における環境保全対策は、以下のとおりである。

3.1 大気汚染防止対策

(1) 建設機械の稼働に関する措置

建設機械の稼働に伴う大気質への影響の低減を図るために、以下に示す環境保全のための措置を講じる。

- ・ 建設機械は、排出ガス対策型建設機械を使用する。
- ・ 施工計画を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避ける。
- ・ 建設機械のアイドリングストップ等のエコドライブを徹底する。
- ・ 建設機械の整備、点検を徹底する。

(2) 工事用車両の走行に関する措置

工事用車両の走行に伴う大気質への影響の低減を図るために、以下に示す環境保全のための措置を講じる。

- ・ 施工計画を十分に検討し、工事用車両による搬出入が一時期に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・ 工事用車両の運転者に対し、過積載の禁止や法定速度の遵守、アイドリングストップ等のエコドライブの指導を徹底する。
- ・ 工事用車両は、排出ガス規制適合車を使用する。

(3) 盛土工事

盛土工事に伴う大気質への影響の低減を図るために、以下に示す環境保全のための措置を講じる。

- ・ 造成に伴って裸地となる部分は速やかに転圧を施すとともに、適宜、散水を行い、粉じんの発生を抑制する。また、工事用車両が頻繁に通行する部分には、砂利等により仮舗装を施し、適宜、散水等を行う。

3.2 水質汚濁防止対策

建設工事に伴う水質への影響の低減を図るために、以下に示す環境保全のための措置を講じる。

- ・ 盛土工事に先立ち調整池の設置を行うが、調整池が整備されるまでの期間については、仮設沈砂池の設置を行う。
- ・ 実施区域より発生する濁水は、これらの調整池及び仮設沈砂池に一時貯留し、土粒子を十分に沈降させた後、上澄み水の放流を行う。

3.3 騒音・振動防止対策

(1) 建設機械の稼働に関する措置

建設機械の稼働に伴う騒音・振動による影響の低減を図るために、以下に示す環境保全のための措置を講じる。

- ・騒音・振動規制法に基づく特定建設作業の規制基準等を遵守する。
- ・建設機械は、低騒音・低振動型建設機械を使用するように努める。
- ・施工計画を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避ける。
- ・敷地境界に鋼製万能板等の仮囲い（高さ約3m）を設置し、建設機械の稼働に伴う騒音の低減に努める。
- ・建設機械のアイドリングストップを徹底する。
- ・建設機械の整備、点検を徹底する。

(2) 工所用車両の走行に関する措置

工所用車両の走行に伴う騒音・振動による影響の低減を図るために、以下に示す環境保全のための措置を講じる。

- ・施工計画を十分に検討し、工所用車両による搬出入が一時期に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・工所用車両の運転者に対し、過積載の禁止や法定速度の遵守、アイドリングストップ等のエコドライブの指導を徹底する。

3.4 地盤沈下対策

盛土による周辺地盤の沈下等の影響を低減するために、以下に示す環境保全のための措置を講じる。

- ・周辺地域の地盤の変位の状況を計測しながら施工管理を行う。
- ・工事前に最適な沈下対策を検討し、工事を行う。

3.5 安全（交通）対策

工所用車両の走行ルートにおける一般車両及び歩行者の安全確保を図るために、以下に示す環境保全のための措置を講じる。

- ・実施区域の出入口には仮設ゲート及びミラーを設置するとともに、交通整理員を配置して工所用車両の適切な誘導を行い、歩行者の安全確保に努める。
- ・小中学校の通学時間帯には、工所用車両が短時間に集中しないよう計画的な運行管理に努める。
- ・工所用車両の走行ルートは、関係機関と十分調整を図るとともに、計画的な運行により車両が一時的に集中しないように配慮する。また、周辺道路で待機車両が発生しないよう配慮する。
- ・工所用車両の運行管理者及び運転手には十分な安全教育を行い、安全走行、交通規則遵守の指導徹底等を図る。

3.6 廃棄物処理対策

工事に伴い発生する産業廃棄物の再利用、排出の抑制等を図るために、以下に示す環境保全のための措置を講じる。

- ・排水工事、盛土工事等においては、プレキャスト製品（あらかじめ製品化されたコンクリート）等を採用することにより、廃棄物の発生を抑制する。
- ・工事中に発生する産業廃棄物及び特定建設資材（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木くず）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守するとともに、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等に基づき、積極的に発生抑制や減量化に努めるとともに、分別を徹底し、再資源化を図る。また、再資源化の目標としては、「神奈川県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」に基づきコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊については、100%、建設発生木材については95%とする。
- ・再資源化が困難な廃棄物は、産業廃棄物の運搬・処分の許可を得た業者に委託し、適正な処理を行う。
- ・産業廃棄物の運搬時には、必要に応じて荷台にシートを被覆するなど、適切な対策を施す。

3.7 植物・動物・生態系対策

植物・動物・生態系への影響の低減を図るために、以下に示す環境保全のための措置を講じる。

(1) 生育環境の改変に関する措置

生育環境の改変による影響の低減を図るために、以下に示す環境保全のための措置を講じる。

- ・実施区域の緑地等には、現存植生及び潜在自然植生を考慮し、高木、低木、草本等周辺環境に合う種類を植栽し、早期の緑化を図る。
- ・実施区域の生産性の高い耕作土壌については、積極的に採取し保全を図る。なお、仮置中はシートがけ等を行い、表土の飛散や乾燥を防ぐ。

(2) 注目すべき植物に関する措置

工事に伴う生育環境の改変による影響の低減を図るために、以下に示す環境保全のための措置を講じる。

- ・実施区域の注目すべき植物については、改変せざるを得ない場合は、工事開始前の適切な時期に生育状況を確認し、生育が確認された場合には、現況同様の生育環境に専門家の指導のもと移植を行う。

3.8 レクリエーション資源対策

レクリエーション資源に与える影響の低減を図るために、以下に示す環境保全のための措置を講じる。

- ・実施区域を通過しているサイクリングロード（湘南ひらつか やすらぎ回廊「潮風と
うるおいロード」）については、工事中は関係機関と協議を行い、迂回路を設定す
るなど利用に配慮する。また、供用時には、自転車歩行者道等を整備し、安全に配
慮した地区内道路と接続して利用に支障がないようにする。
- ・実施区域の出入口には仮設ゲート及びミラーを設置するとともに、交通整理員を配
置して工事用車両の適切な誘導を行い、歩行者の安全確保に努める。
- ・小中学校の通学時間帯には、工事用車両が短時間に集中しないよう計画的な運行管
理に努める。
- ・工事用車両の走行ルートは、関係機関と十分調整を図るとともに、計画的な運行に
より車両が一時的に集中しないように配慮する。また、周辺道路で待機車両が発生
しないよう配慮する。
- ・工事用車両の運行管理者及び運転手には十分な安全教育を行い、安全走行、交通規
則遵守の指導徹底等を図る。

4. 実施方法

4.1 施工順序

工事は、実施区域を5工区にわけ、段階的に行っていく計画である。

工事の最盛期は、工事着手後11～128ヶ月目までである（工種別の主要建設機械の台数は、資料編参照）。

4.2 工事の内容

(1) 準備・防災工事

工事着手にあたり、進入道路の建設から着手する。さらに、現場事務所、資材置場、工事用車両駐車場等の設置を行う。

進入道路工事完了後に場内に仮設道路を設置する。仮設道路工事完了後に敷地境界に仮囲い、場内に雨水排水経路、調整池及び仮設沈砂池等の防災施設を設置する。

仮設沈砂池及び調整池は図4.2.2に示すとおりである。

(2) 盛土工事

①表土の有効利用

実施区域において、生産性の高い耕作土壌が散在しているため、採取、一時仮置きを行い、後に公園緑地等の植栽土壌として有効利用を図る。

なお、仮置中はシートがけ等を行い、表土の飛散や乾燥を防ぐ。

②盛土工事

ア. 造成計画

造成計画平面は図4.2.3に、造成計画断面は図4.2.4に示すとおりである。

実施区域の現況は、東京湾平均海面（以下、T.P.とする）9.20m～11.35mであるが、造成後はT.P.9.50m～12.35mを計画している。

工事は、サーチャージ土[※]を工区に搬入後、転圧し、一定期間圧密させた後、サーチャージ土を除去し、計画地盤高に整備する。盛土高さは平均で1m程度、サーチャージを含めると平均1.8mの盛土を行う計画である。

盛土工事の土工量は、全体で約67万m³、サーチャージ土量は、約11万m³使用する。盛土に使用する土はロームを予定している。

なお、除去したサーチャージ土は次の工区で使用していく計画である。

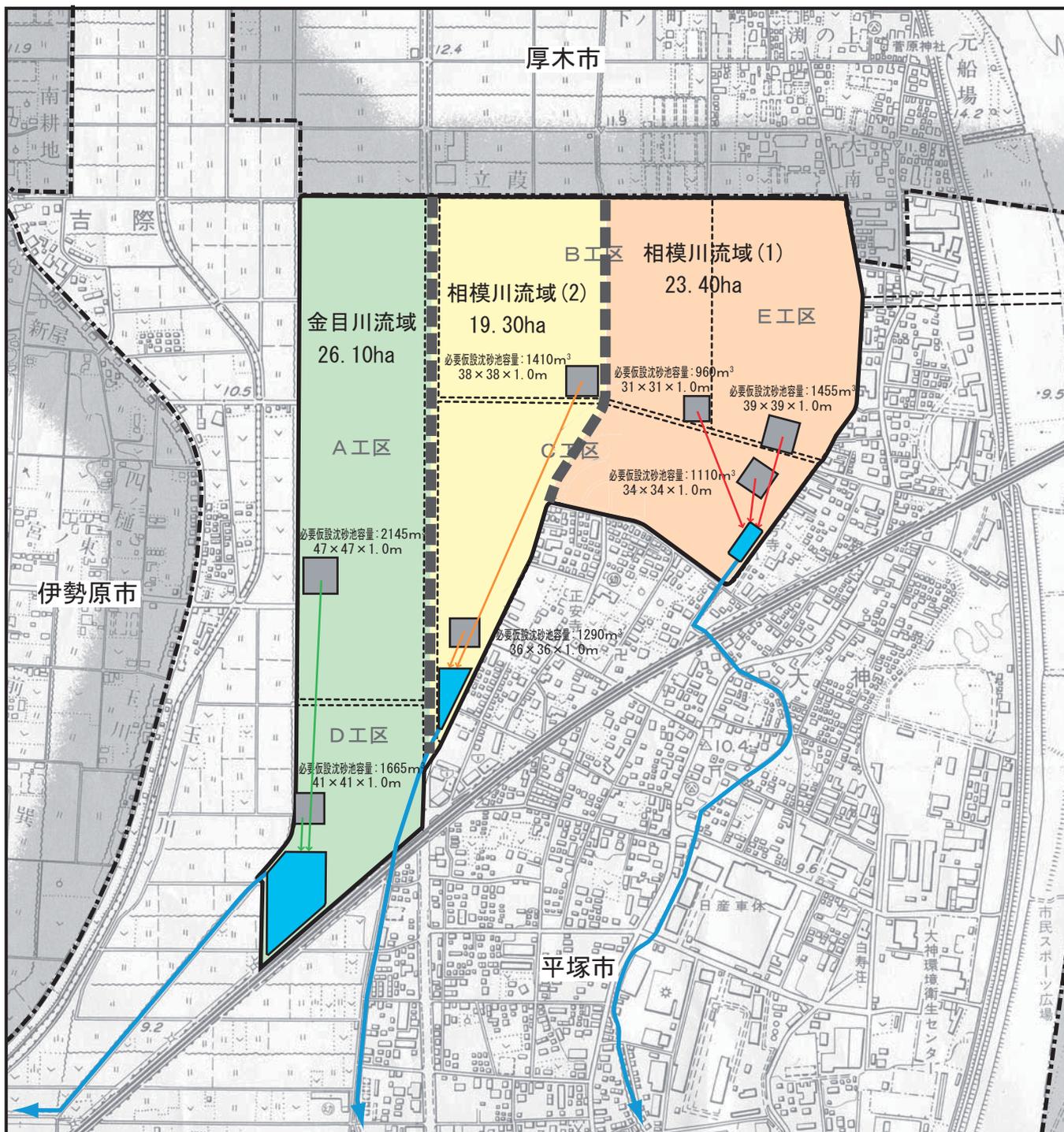
イ. 盛土工

盛土工事前に試験盛土を行い、盛土厚、転圧機械の選定、転圧回転数の管理基準を定め、盛土を施工する。

盛土施工する場合の雨水対策としては、盛土面に傾斜を取り、雨水をすみやかに仮設沈砂池又は調整池に導き、これらを経由して場外に流出させる。

※サーチャージ土

計画高さ以上の盛土に使用する土を示す。盛土部において計画盛土高以上に載荷して、基礎地盤の圧密促進と強度増加を図り、その放置期間後、計画高さとなるように余分な盛土を除去する工法をサーチャージ工法という。



凡例

- : 実施区域
- : 市町境
- : 工区境
- : 流域境
- ➔ : 地区外排水経路
- : 仮設沈砂池
- : 調整池

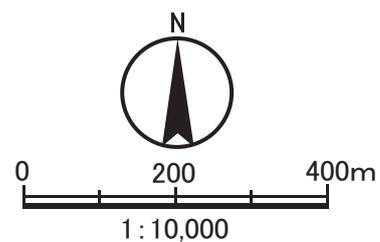
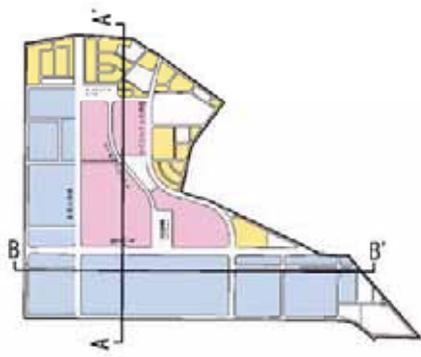


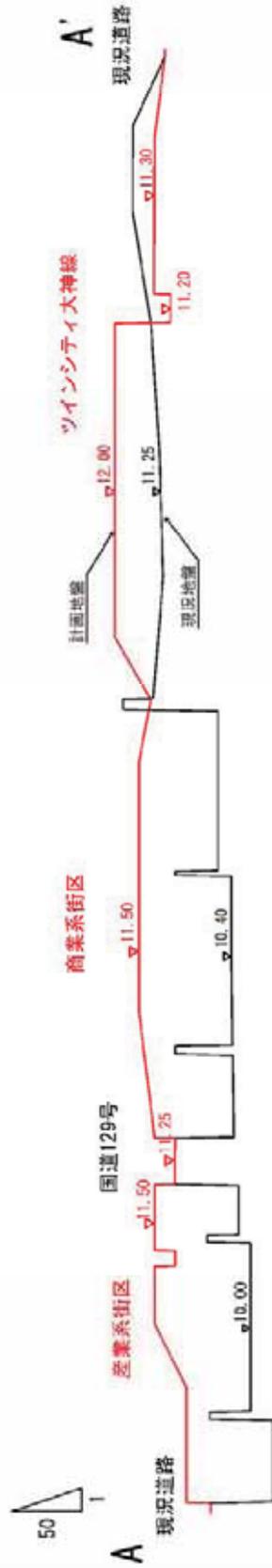
図4.2.2 仮設防災計画平面図

注) 寸法は仮設沈砂池の縦、横、深さの長さを示す。



単位：I.P. (m)

A-A' 断面図



B-B' 断面図



図 4.2.4 造成計画断面図

(3) 排水工事

①雨水・污水排水

盛土工事完了後、下流側より管を敷設し、人孔を築造し、雨水排水及び污水排水の工事を行う。

②法面排水

盛土工事の進捗に伴い、法面の整形が完了した部分から、法面排水のための集水桝等の施工を行う。

(4) 道路工事

排水工事が完了した区域から道路工事に着手し、舗装工事等までを行う。

(5) 公園工事

排水工事が完了した区域から公園工事に着手する。